

京都市農業振興センター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第32号

京都市農業振興センター規則の一部を改正する規則

京都市農業振興センター規則の一部を次のように改正する。

第5条第5号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、平成27年5月29日から施行する。

(行財政局人事部人事課)